

新居浜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

新居浜市農業委員会

作成 平成29年11月 6日

改訂 令和 2年11月20日

改訂 令和 5年 6月 5日

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」と言う）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事項として、明確に位置づけられた。

新居浜市の農業は、工業都市として発展した経緯もあり、小規模兼業農家が大半を占めており、農業者の高齢化と後継者や担い手不足、有害鳥獣被害等、農業経営は厳しい状況となっている。遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

そこで、農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農業を取り巻く状況に対応し「農地等の利用の最適化の推進」を一体的に進めるため、法第7条第1項の規定に基づき新居浜市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のように定める。

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「愛媛県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「県基本方針」という。）及び改正基盤法第6条第1項に規定する「新居浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「市基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知（以下「局長通知」という。））、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	(851+85) 936 ha	85 ha	9.1%
3年後の目標 (令和8年3月)	(808+80) 888 ha	80 ha	9.1%以下
目 標 (令和15年3月)	(709+70) 779 ha	70 ha	9.1%以下

注1：管内の農地面積の現状値は、令和5年耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。目標値は、過去5年の増減の平均値を鑑み推定値とする。

注2：遊休農地面積の現状値は、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査により把握した同法第32条第1項1号又は第2号に該当する農地の総面積。
遊休農地は新規発生を防止し、計画的な解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長 連名通知）に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果及び農地基本台帳調査で得た農地のあつせん希望データは、速やかにホームページと農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手

続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難区分とされた農地については、現状に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	851 ha	117 ha	13.7 %
3年後の目標 (令和8年3月)	808 ha	140 ha	17.3 %
目 標 (令和15年3月)	709 ha	183 ha	25.7 %

注1：管内の農地面積の現状値は、令和5年耕地及び作付面積統計における耕地面積。

目標値は、過去5年の増減の平均値を鑑み、推定値とする。

注2：集積面積の現状値は、担い手の農地利用集積状況調査において、局長通知別表1に挙げる者へ集積された農地面積。

注3：1年ごとの目標集積率1.2%（市基本構想より）。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しに主体的に取り組む。
また、イノシシなどの有害鳥獣被害対策について、地域での対応を考える。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、JAえひめ未来（以下「JA」という。）等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数及び取得面積
現 状 (令和5年4月)	0 経営体 (0 ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	2 経営体 (2.1 ha)
目 標 (令和15年3月)	3 経営体 (3.15 ha)

注1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県及び全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて説明会等を実施する。

② 新規就農相談会等への参加について

市、JA等と連携し、農業委員と推進委員が新規就農相談会等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

新居浜市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、新居浜市農業委員会は次の役割を担っていく。

日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

農家への声掛け等による意向把握

「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

農地中間管理事業等の活用の働きかけ

「地域計画」の定期的な見直しへの協力